

山鹿市立小・中学校の体育活動及び文化活動遠征費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年10月29日

山鹿市長 早田順一

山鹿市立小・中学校の体育活動及び文化活動遠征費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

山鹿市立小・中学校の体育活動及び文化活動遠征費補助金交付要綱（令和5年山鹿市告示第46号）の一部を次のように改正する。

題名中「小・」を削る。

第1条中「小学校の児童及び」を削る。

第3条中「市立小・中学校の体育活動及び文化活動遠征費補助金交付申請書」を「市立中学校の体育活動及び文化活動遠征費補助金交付申請書」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

補助の対象及び補助金の額

区分	補助対象大会主催者	補助対象大会	補助対象者	補助対象経費	補助金額
学校教育	熊本県中学校体育連盟	熊本県中学校総合体育大会	(1) 市立中学校の生徒 (2) 大会の開催要項等に記載されている指導者等（公費による旅費が支給される場合を除く。）	交通費、宿泊費、参加費及び必要な機材等の運搬費	補助対象経費の実費相当額（100円未満切捨てとする。）
活動内	九州中学校体育連盟 日本中学校体育連盟 全日本合唱連盟 九州支部 全日本合唱連盟 九州吹奏楽連盟 全日本吹奏楽連盟 その他上記に類す	九州中学校体育大会 全国中学校体育大会 九州合唱コンクール 全日本合唱コンクール 九州マーチングコンテスト 全日本マーチングコンテスト その他上記に類す			

	するもの	る大会			
その他の大会	各種目競技協会(連盟)等団体	(1) 県予選を経た体育又は文化に関する九州大会及び全国大会(同等の大会を含む。) (2) 県予選大会で優秀な成績を収めた団体・個人で県の各競技会(連盟)等の推薦するもの	(1) 市立中学校の生徒及び監督・コーチ・マネージャー等 (2) 大会の開催要項等による人数規定がない場合は参加申込書に記載されている者(公費による旅費が支給される場合は除く。)	交通費、宿泊費、参加費及び必要な機材等の運搬費	補助対象経費の実費相当額に2分の1を乗じて得た額(100円未満切捨てとする。)

別記様式中「市立小・中学校の体育活動及び文化活動遠征費補助金交付申請書」を「市立中学校の体育活動及び文化活動遠征費補助金交付申請書」に、「山鹿市立小・中学校の体育活動及び文化活動遠征費補助金交付要綱」を「山鹿市立中学校の体育活動及び文化活動遠征費補助金交付要綱」に改める。

#### 附 則

この要綱は、令和7年10月29日から施行する。